

補償の種類と手続き

	賠償責任補償			傷害補償		
補償の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動中において、偶然の事故や過失により第三者にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ・<u>団体等の指導者やスタッフが対象</u>（観覧者、見学者は、対象外） 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動中に急激かつ偶然による外来の事故により死亡または負傷した場合や熱中症になった場合 ・<u>団体等の指導者、スタッフ及び参加市民が対象</u>（観覧者、見学者は、対象外） 		
種類と補償金	対人賠償	1名につき 1事故	5,000万円 限度 3億円 限度	死亡	事故のケガがもとで事故日から180日以内に死亡した場合	500万円
	財物賠償	1事故	100万円 限度	後遺障害	事故の日から180日以内にそのケガにより障害が生じた場合	500万円 限度
	免責額	1万円		入院	事故によるケガのため入院により医師の治療を受けた場合 事故日から180日を限度	日額 1,500円
	※ ただし、法令による賠償その他これに類する給付を受ける場合は、全部または一部免除とする。				事故の日から180日以内にそのケガの治療を目的として所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて入院補償金の 10.20.40倍
			通院	事故によるケガのため通院により医師の治療を受けた場合 事故日から180日以内で90日を限度	日額 1,000円	
				※ ただし、スポーツ活動の練習中の事故による入院、通院補償金は対象外です。		
対象とならない主な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・故意による事故 ・戦争、変乱、暴動等による事故 ・地震等天災による事故 ・同居の親族に対する事故 ・自動車の管理、使用、所有に起因する事故 			<ul style="list-style-type: none"> ・故意による事故 ・戦争、変乱、暴動等による事故 ・地震等に伴って生じた事故 ・脳疾患、疾病又は心身喪失による事故 ・自殺行為、犯罪行為による事故 ・危険なスポーツによる事故 ・無免許運転、飲酒運転による事故 ・他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）または腰痛 		
補償金請求の手続き	<ol style="list-style-type: none"> ① 団体の指導者等が、コミュニティ推進課へ電話等で速やかに連絡する。 ② 事故報告書をコミュニティ推進課へ提出する。 （事故発生から1ヶ月以内） （団体規約、会員名簿または参加者名簿、事業計画書を添付） ③ 賠償責任の対応については、別途協議する。 			<ol style="list-style-type: none"> ① 団体の指導者等が、コミュニティ推進課へ電話等で速やかに連絡する。 ② 事故報告書をコミュニティ推進課へ提出する。 （事故発生から1ヶ月以内） （団体規約、会員名簿または参加者名簿、事業計画書を添付） ③ 補償金請求書を提出する。 		